

## 令和3年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和3年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和3年度新居浜市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(3) 建設改良事業	1,610,956 千円	170,000 千円	1,780,956 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 下水道事業収益	3,847,905 千円	7,271 千円	3,855,176 千円	
第2項 営業外収益	1,583,620 千円	7,271 千円	1,590,891 千円	

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,413,606千円は、過年度分損益勘定留保資金373,287千円、当年度分損益勘定留保資金956,272千円及び当年度分消費税資本的収支調整額84,047千円で補填するものとする。)を、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,427,206千円は、過年度分損益勘定留保資金413,415千円、当年度分損益勘定留保資金922,473千円及び当年度分消費税資本的収支調整額91,318千円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	2,467,200 千円	156,400 千円	2,623,600 千円	
第1項 企業債	1,627,800 千円	66,400 千円	1,694,200 千円	
第4項 国庫補助金	404,000 千円	90,000 千円	494,000 千円	

		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	3,880,806 千円	170,000 千円	4,050,806 千円	
第1項 建設改良費	1,610,956 千円	170,000 千円	1,780,956 千円	

(継続費の補正)

第5条 継続費を次のとおり補正する。

追 加

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	下水処理場改築事業 (その3)	523,000	3	100,000
				4	160,000
				5	263,000
				計	523,000

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額(千円)	年度	年割額(千円)	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的支出	建設改良費	雨水ポンプ 場改築事業 (その2)	350,000	2	150,000	350,000	2	150,000
				3	200,000		3	200,000
							4	0
				計	350,000		計	350,000
資本的支出	建設改良費	下水処理場 改築事業 (その2)	464,000	2	50,000	384,000	2	50,000
				3	224,000		3	224,000
				4	190,000		4	110,000
				計	464,000		計	384,000

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり変更する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,627,800	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和3年度 ただし、事業又は財政 並びに融資機関の都合 により起債前借り又は翌 年度に繰越し借入れす ることができる。	年4.0%以内  ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率。	借入先の融資条件 による。  ただし、必要に応じ 据置期間及び償還 期限を短縮し、若しく は繰上償還又は低 利に借換えることが できる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,694,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行